

## —交通事故—

# 「民法改正で交通事故損害賠償実務が変わる点について」

弁護士 長野 浩三

### 第1 民法(債権法)が改正された

長らく議論されてきた改正民法が、2020年4月1日施行された。

時効をはじめ、この民法改正によって交通事故損害賠償実務が変わる点があり、この変更点を知らないと同実務を的確に処理することはできない。極めて重要な改正であるので、要点につき整理することとする。

### 第2 時効

1 「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権」の主観的消滅時効が5年になった(民法724条の2、以下、条文のみ記載する時は改正民法の条文とする。)

不法行為による損害賠償請求権は「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から」3年で時効消滅するが(724条1項)、人身損害の場合には、5年となった。

何が人身損害にあたるかについては、自動車損害賠償保障法(自賠法)3条の「他人の生命又は身体を害したとき」という要件の解釈論を参考に、傷害を負った時のほかに、義眼、義歯、義肢等身体に密着しており、かつ、身体の一部の機能を代行しているものが毀損された場合も含むとする見解がある。

自賠法では、同法3条(運行供用者責任)の賠償請求権の消滅時効は民法の規定が適用されるので(同法4条)、同責任の請求権の消滅時効も上記と同様5年になる。

経過措置として、上記5年の消滅時効期間の規定は、改正法施行の際既に旧民法724条前段による3年の時効が完成していた場合には適用しない(附則35条2項)。

2 20年の長期権利消滅期間が時効とされた

従前、除斥期間と解されていた(最判平成元年12月21日民集43・12・2209)724条後段の「20年」は消滅時効であるとされた。除斥期間では、中断や停止がなく、当事者の援用も不要と解されていたが、中断、停止(改正民法では更新、完成猶予)の規定が適

用され、信義則・権利濫用などの消滅時効についての理論が妥当することになる。

経過措置として、旧民法724条後段の20年が改正法施行の際すでに経過していた場合は旧民法の規定による(附則35条1項)。

3 中断、停止が時効の更新、完成猶予に整理された  
(1) 従前の中断、停止が更新、完成猶予として整理された。債権者が権利行使の意思を明らかにしていると考えられる場合を「完成猶予」とし、債権の存在について確証が得られたと評価できる場合を「更新」としている。

(2) 完成猶予事由

① 裁判上の請求、支払督促、訴えの提起前の和解・民事調停・家事調停、倒産手続参加(147条1項)

これらの手続が終了するまで時効の完成は猶予され、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合は、終了後6ヶ月を経過するまで時効の完成が猶予される。

② 強制執行、担保権の実行、形式的競売、財産開示手続(148条1項)

これらの手続が終了するまで時効の完成は猶予され、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによって終了した場合は、終了後6ヶ月を経過するまで時効の完成が猶予される。

③ 仮差押え・仮処分(149条)

これらの事由の終了後6ヶ月を経過するまで時効の完成が猶予される。

④ 催告(150条)

催告の時から6ヶ月を経過するまで時効の完成が猶予される。

催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない。これは従前の実務を明文化したものである。

⑤ 未成年者又は成年被後見人と時効(158条)、夫婦間の権利の時効(159条)、相続財産に関する時効(160条)

これら旧民法で停止事由とされていた事由は完成猶予事由とされた。

⑥ 天災等と時効(161条)

旧民法で停止事由であったこれらの事由は完成猶予事由とされた。完成猶予の期間は旧民法

の2週間から3ヶ月に延長された。

(3) 更新事由

- ①確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによる権利の確定(147条2項)

これらの場合には、これらの手続の事由が終了した時から新たに時効の進行が始まる。

これら確定された権利の時効期間は10年となる(169条1項)。

- ②強制執行、担保権の実行、形式的競売、財産開示手続で権利の満足に至らない場合(148条2項)

これらの場合にはその事由が終了した時から新たに時効の進行が始まる。但し、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した時を除くとされている。

- ③承認(152条)

旧民法と同様に更新事由とされた。

(4) 経過措置

改正民法施行日前に時効の中断、停止事由が生じた場合には従前の例によるとされた(附則10条2項)。

4 協議を行う旨の合意による完成猶予が新設された(151条)

(1) 概要

権利について協議を行う旨の合意が書面(電磁的記録を含む。)でされたときに時効の完成を猶予する制度が新設された。

ADRなどでの協議中にこの制度が用いられることが考えられる。

- (2) この合意は書面によらなければならない。

- (3) 時効完成期間の猶予期間(同条1項)

- ①合意があった時から1年を経過した時(同項1号)

- ②協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時(同項2号)

- ③当事者の一方が他方に対して協議続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6ヶ月を経過した時(同項3号)

- (4) 再度の合意(同条2項)

改めて合意をするとさらに時効の完成を猶予させることができる。ただし、その期間は通算して5年を超えることができない。

- (5) 催告による完成猶予との関係(同条3項)

催告によって時効の完成が猶予されている間にされた上記の合意は、時効の完成猶予の効力がな

い。上記の合意により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、時効の完成猶予の効力がない。

- (6) 経過措置

施行日前に上記合意がなされても改正民法は適用されない(附則10条3項)。

- (7) 合意の具体的文言例

合意の具体的文言としては下記のようなものが考えられる。

「甲及び乙は、下記交通事故による、甲の乙に対する損害賠償請求権について、民法151条に基づく協議を行うことを本書面により合意する。

協議を行う期間は、●年●月●日から×年×月×日までとする。

なお、乙は、本書面により民法152条1項の甲の権利の承認を行うものではない。

(交通事故の表示)…」

### 第3 相殺

- 1 物損については悪意によらない不法行為に基づく債権を受働債権とする相殺が禁止されなくなった(509条)

従前は不法行為債権を受働債権とする相殺はできなかったが、物損について悪意によらない不法行為債権を受働債権とする相殺は禁止されなくなった。これにより、双方に過失がある物損については合意によらなくても相殺できるようになった。

- 2 経過措置

施行日前に債権が生じた場合にその債権を受働債権とする相殺については、なお従前の例によるとされたので(附則26条2項)、相殺できない。

### 第4 法定利率、遅延損害金

- 1 法定利率は3%とされ、3年ごとに一定の指標を基準に変動することとなった(404条)

交通事故に基づく損害賠償債務の遅延損害金もこの法定利率による。遅延損害金は債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によるとされているので(419条1項)、交通事故においては事故日の法定利率によることとなる。

- 2 経過措置

施行日前に履行遅滞の責任を負った場合の遅延損害金の法定利率は旧法による(附則17条3項)。

## 第5 中間利息の控除

- 1 中間利息の控除は法定利率によるとされた(417条の2、722条1項)

この規定は新設された。

なお、ライブニッツ係数かホフマン係数か、中間利息の控除の起算時などは今回の改正では触れられていない。

- 2 経過措置

施行日前に損害賠償請求権が生じている時は旧法により、同日以降に生じた損害賠償請求権は新法による(附則17条2項)。よって、2020年3月31日以前の事故は5%で、同年4月1日以降の事故は3%で中間利息の控除をする。

## 第6 連帯債務の規定の適用

- 1 連帯債務について、債務者間に密接な関係がない場合もあることを前提に、一人に生じた事由の絶対効、相対効に関する規定が見直された(437条から441条)。

- 2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有することとされた(442条)。

- 3 これらの規定が共同不法行為者らの不真正連帯債務に適用されるか

上記のとおり、改正された規定は債務者間に密接な関係がない場合もあることを前提としているので、個別にみて当該規定を適用して差し支えないときは適用されるという解釈もありうる。

しかし、共同不法行為者間の求償につき、「過失割合に従って定められるべき自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したとき」に限り求償できると判示する裁判例がある(最判昭和63年7月1日民集42・6・451等)。弁済が一部にすぎない時には、弁済をした連帯債務者の求償を認めるよりも、被害者が他の債務者らに賠償請求できるとした方が被害者保護に資するので、442条は適用せず、上記最判の解釈が妥当すると解するのが妥当である。

また、最判昭和48年1月30日集民108・119は、被害者の親である運行供用者の一人が死亡し、被害者がその債務を相続して混同が生じた場合に、不真正連帯債務には混同の絶対効を定めた旧法438条の適

用はないとしたが、被害者である債権者に実際に一旦現実の弁済をさせることが被害者保護に資するので、共同不法行為の場合には引き続きこの最判が妥当するとして、混同の絶対効を定めた440条、441条は適用されないと解するのが妥当である。

### 参考文献

- ・公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準 下巻(講演録編)』(第49版、2020年)
- ・日本弁護士連合会『自由と正義』(第70巻第8号、2019年)